

津 市 公 報	第 4 4 号 平成19年10月22日 月 曜 日
目 次	
規 則	
津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則	
津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	
告 示	
予算の公表	
道路の区域変更	
道路の供用開始	
道路の区域変更	
道路の区域変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
市道路線の認定	
市道路線の区域決定	
市道路線の廃止	
公示送達	
公 告	
犬の抑留	
犬の抑留	
犬の抑留	
事業計画の変更の縦覧	
開発行為に関する工事の完了	
開発行為に関する工事の完了	
農業振興地域整備計画の変更	
津市農用地利用集積計画	
知的障害者を対象とした津市職員採用試験の実施	
犬の抑留	
開発行為に関する工事の完了	
開発行為に関する工事の完了	
選挙管理委員会告示	
三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部改正	
三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧	
檢察審査員候補者を選定するくじを行う場所及び日時	
水道局告示	
津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止	
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 10 月 9 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 35 号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第 7 条ただし書に規定する承認を受けた場合は、同項に規定する入場料を徴収しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 19 年 10 月 12 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 36 号

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市応急診療所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則
第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

津市夜間成人応急 診療所	条例第 4 条第 3 項第 1 号に掲げ る事業	1 月 1 日から 12 月 31 日 まで	午後 7 時 30 分から午後 1 時まで
-----------------	--------------------------------	------------------------------	-----------------------------

第 5 条の表中「、外科」を削り、同表に次のように加える。

津市夜間成人応急診療 所	条例第 4 条第 3 項第 1 号 に掲げる事業	内科
-----------------	-----------------------------	----

第 6 条の表中「午後 11 時 30 分」を「午後 11 時」に改め、同表に次のよ
うに加える。

津市夜間成人応急診療 所	条例第 4 条第 3 項第 1 号 に掲げる事業	午後 7 時 30 分か ら午後 10 時 30 分まで
-----------------	-----------------------------	------------------------------------

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 5 2 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 9 条第 2 項の規定により、
平成 1 9 年 9 月 2 8 日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

津市長 松 田 直 久

平成 1 9 年 9 月 2 8 日議決を経た予算

平成 1 9 年度津市一般会計補正予算 (第 2 号)

平成 1 9 年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成19年度津市一般会計補正予算（第2号）

平成19年度津市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,271,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,648,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 地 方 特 例 交 付 金		400,000	△112,770	287,230
	1 地 方 特 例 交 付 金	118,000	6,074	124,074
	2 特 別 交 付 金	282,000	△118,844	163,156
11 地 方 交 付 税		13,800,000	368,726	14,168,726
	1 地 方 交 付 税	13,800,000	368,726	14,168,726
13 分 担 金 及 び 負 担 金		1,882,544	3,283	1,885,827
	1 分 担 金	71,238	3,283	74,521
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,485,873	22,912	2,508,785
	1 使 用 料	2,216,496	22,912	2,239,408
15 国 庫 支 出 金		7,161,101	46,357	7,207,458
	2 国 庫 補 助 金	1,280,545	46,357	1,326,902
16 県 支 出 金		4,888,298	86,515	4,974,813
	2 県 補 助 金	1,281,630	83,819	1,365,449
	3 委 託 金	827,950	2,696	830,646
19 繰 入 金		6,327,700	△1,477,540	4,850,160
	2 基 金 繰 入 金	6,327,100	△1,477,540	4,849,560
20 繰 越 金		100,000	5,181,162	5,281,162
	1 繰 越 金	100,000	5,181,162	5,281,162
21 諸 収 入		1,560,021	2,922	1,562,943
	5 雑 入	831,246	2,922	834,168
22 市 債		3,660,100	149,700	3,809,800
	1 市 債	3,660,100	149,700	3,809,800
歳 入 合 計		89,377,191	4,271,267	93,648,458

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		583,071	△4,560	578,511
	1 議 会 費	583,071	△4,560	578,511
2 総 務 費		10,549,949	3,779,092	14,329,041
	1 総 務 管 理 費	8,062,859	3,779,092	11,841,951
3 民 生 費		26,054,746	129,466	26,184,212
	1 社 会 福 祉 費	13,217,594	103,097	13,320,691
	2 児 童 福 祉 費	9,349,416	26,369	9,375,785
4 衛 生 費		8,061,983	42,227	8,104,210
	1 保 健 衛 生 費	2,299,597	42,227	2,341,824
6 農 林 水 産 業 費		2,753,419	10,900	2,764,319
	1 農 業 費	2,421,886	10,900	2,432,786
7 商 工 費		1,519,479	4,000	1,523,479
	1 商 工 費	1,519,479	4,000	1,523,479
8 土 木 費		12,826,342	180,576	13,006,918
	1 土 木 管 理 費	514,996	576	515,572
	2 道 路 橋 り ょ う 費	2,700,396	180,000	2,880,396
9 消 防 費		3,915,899	6,974	3,922,873
	1 消 防 費	3,915,899	6,974	3,922,873
10 教 育 費		9,725,213	70,379	9,795,592
	1 教 育 総 務 費	1,564,848	2,696	1,567,544
	2 小 学 校 費	2,583,814	23,000	2,606,814
	6 保 健 体 育 費	597,438	44,683	642,121
14 災 害 復 旧 費			52,213	52,213
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		6,400	6,400
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費		45,813	45,813
歳 出 合 計		89,377,191	4,271,267	93,648,458

第2表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティ施設整備事業	千円 7,800	証書借入 又 は 証券発行	年4.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25 年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその 融資条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り 上げ償還することができる。
保健体育施設整備事業	41,800			
農業用施設災害復旧事業	3,100			
林業施設災害復旧事業	8,500			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
臨時財政対策	千円	千円
	2,800,000	2,888,500

平成19年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ862,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,763,310千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

津市長 松田直久

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 収 入		千円 43,900,703	千円 862,607	千円 44,763,310
	1 事 業 収 入	31,240,964	829,000	32,069,964
	5 繰 越 金	1	33,607	33,608
歳 入 合 計		43,900,703	862,607	44,763,310

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 艇 事 業 費		千円 43,157,932	千円 832,607	千円 43,990,539
	2 事 業 費	42,105,804	829,607	42,935,411
	3 施 設 費	564,153	3,000	567,153
2 基 金 積 立 金		4,281	30,000	34,281
	1 基 金 積 立 金	4,281	30,000	34,281
歳 出 合 計		43,900,703	862,607	44,763,310

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動払戻機機器借上	平成 2 0 年度から 平成 2 6 年度まで	千円 92,470

津市告示第 2 5 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 3102 赤坂 2 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白山町二本木字赤坂 1001 番 724 地先から 津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先まで	旧	3.1～5.0	138.0
津市白山町二本木字赤坂 1001 番 724 地先から 津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先まで	新	10.0～15.0	138.0

1 路線名 3118 五斗代線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先から 津市白山町二本木字棕野 1373 番 1 地 先まで	旧	7.5～15.0	130.0
津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先から 津市白山町二本木字棕野 1373 番 1 地 先まで	新	13.0～18.0	130.0

津市告示第 2 5 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
3102	赤坂21号線	津市白山町二本木字赤坂 1001 番 724 地先から	平成 19 年 10 月 3 日
		津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先まで	
3118	五斗代線	津市白山町二本木字赤坂 1001 番 844 地先から	平成 19 年 10 月 3 日
		津市白山町二本木字赤坂 1373 番 1 地先まで	

津市告示第 2 5 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 1827 中川原 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市庄田町字中川原 2879 番 1 地先から 津市庄田町字中川原 2879 番 1 地先まで	旧	2.3～15.0	607.6
津市庄田町字川原田 2825 番 1 地先から 津市庄田町字池尻 2817 番 1 番地先まで	新	2.3～31.6	732.0

津市告示第 2 5 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 5511 上殿上 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市美杉町奥津字セコハ 942 番地先 から 津市美杉町奥津字セコハ 942 番地先 まで	旧	6.0～9.0	16.0
津市美杉町奥津字セコハ 942 番地先 から 津市美杉町奥津字セコハ 942 番地先 まで	新	6.0～6.0	16.0

津市告示第 2 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年美杉村告示第 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 1 0 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

中村組自治会

三重県津市美杉町下之川 1 8 5 3 番地 2

代表者 脇谷 清剛

2 変更に係る事項

(1)地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 1 3 0 2 番地 3 から 1 3 0 7 番地 4 まで、1 3 3 2 番地から 1 3 3 5 番地まで、及び 1 7 4 8 番地 1 から 2 0 0 6 番地 3 までの区域とする
変更後	三重県津市美杉町下之川 1 3 0 2 番地 3 から 1 3 0 7 番地 4 まで、1 3 3 2 番地から 1 3 3 5 番地まで、及び 1 7 4 8 番地 1 から 2 0 0 6 番地 3 までの区域とする

(2)事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 1 8 5 3 番地 2
変更後	三重県津市美杉町下之川 1 8 5 3 番地 2

(3)代表者の氏名及び住所

変更前	脇谷 茂 三重県一志郡美杉村下之川 1 8 8 3 番地
変更後	脇谷 清剛 三重県津市美杉町下之川 1 3 0 2 番地 3

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため。

平成 1 9 年 3 月 1 8 日の臨時総会において、代表者が平成 1 9 年 4 月 1 日より新任されたため。

津市告示第 2 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5 1 2	上ノ段 8 号線	津市芸濃町雲林院	
		津市芸濃町雲林院	
4 2 9 8	南河路第 8 号線	津市南河路	
		津市南河路	
4 2 9 9	南河路第 9 号線	津市南河路	
		津市南河路	
2 3 6 5	庄田南 1 8 号線	津市庄田町	
		津市庄田町	

津市告示第 2 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 道路の種類 市 道

2 路線名及び路線の区域

整理番号	路 線 名	区 域 の 決 定 区 間	延 長 m
			幅 員 m
5 1 2	上ノ段 8 号線	津市芸濃町雲林院字竹之内 7 9 3 番 6 地先から	49.5
		津市芸濃町雲林院字竹之内 7 9 2 番地先まで	5.0 ～ 6.5
4 2 9 8	南河路第 8 号線	津市南河路字治部屋敷 2 8 3 番 1 地先から	103.0
		津市南河路字宮東 2 8 7 番 1 地先まで	16.0 ～ 38.0
4 2 9 9	南河路第 9 号線	津市南河路字堤ノ下 3 6 3 番 1 地先から	23.5
		津市南河路字堤ノ下 3 6 3 番 1 地先まで	10.0 ～ 18.0
2 3 6 5	庄田南 1 8 号線	津市庄田町字若林 2 2 9 7 番 4 地先から	343.1
		津市庄田町字馬廻 2 3 1 4 番 2 地先まで	7.1 ～ 12.9

津市告示第 2 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0 5 9	小野辺 1 0 号線	津市久居小野辺町	
		津市久居小野辺町	
1 1 8 7	川方里中 8 号線	津市川方町	
		津市川方町	
1 1 8 8	川方里中 9 号線	津市川方町	
		津市川方町	
2 4 3 2	大里窪田町第 1 4 号線	津市大里窪田町	
		津市大里窪田町	
4 2 9 7	南河路第 7 号線	津市南河路	
		津市南河路	

津市告示第261号

下記の者の平成19年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成19年10月12日

津市長 松田直久

11

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市公告第 1 4 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 9 年 9 月 2 7 日
- 2 抑留期間 平成 1 9 年 1 0 月 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 北神山	雑種	茶	オス	中	不明	負傷犬 青い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 1 0 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 9 月 2 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 1 0 月 4 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白山町 川口	柴系	茶	オス	中	不明	負傷犬 青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 1 0 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 1 0 月 1 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 1 0 月 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 河内	雑種	白 顔：茶	オス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 1 4 3 号

土地区画整理法(昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)第 1 0 条第 1 項の規定により、津市久居野村地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可を受けたので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定により当該図書を縦覧に供するため、同法施行令第 1 条の 2 の規定により次のとおり公告します。

平成 1 9 年 1 0 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の名称

津市久居野村地区土地区画整理事業

2 変更の内容

事業の施行期間について「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 9 月 3 0 日まで」を「平成 1 8 年 8 月 1 8 日から平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日まで」に変更

3 変更認可の年月日

平成 1 9 年 9 月 2 8 日

4 縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

5 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

津市公告第 1 4 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 0 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 1 0 月 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出長常町字塚口 1 1 0 3 - 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市雲出本郷町 1 1 9 9
辻 正徳

津市公告第 1 4 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 0 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 1 0 月 3 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高洲町 8 3 6
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市中河原 5 1 9
渡辺 貢

津市公告第 1 4 6 号

津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 2 項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。（当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。）

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 3 項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができます。

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間及び時間

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日から平成 1 9 年 1 1 月 9 日まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 1 4 7 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

つ し こうこくだい ごう
津市公告第148号

へいせい ねん ども ち ぎ しょうがいしゃ たいしょう つ し しょくいん さいよう し けん へいせい ねん ども さいよう よてい
平成19年度知的障害者を対象とした津市職員採用試験（平成20年度採用予定）

つぎ じっし
を次のとおり実施します。

へいせい ねん がつ か
平成19年10月10日

つ しちょう まつ だ なお ひさ
津市長 松 田 直 久

1 しょくしゅ
職種

ぎ の う いん せい そういん
技能員（清掃員）

2 さいよう よてい じんいん
採用予定人員

にん
1人

3 じゅけん し かく
受験資格

(1) しょうわ ねん がつ にち こう へいせい ねん がつ にち しゅっしょう ひと
昭和48年4月2日以降平成2年4月1日までに出生の人

(2) がっこう けいふ ほう ちゅう がっこう また そう とう しちょう みと がっこう とう そつぎょう
学校教育法による中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業
（修了）した人

(3) しちょう かか ひと どう とう し かく みと ひと
市長が(2)に掲げる人と同等の資格があると認める人

(4) りょういく て ちょう かく と どう ふ けん ち じ せい れい して い と し しちょう こう ふ
療育手帳（各都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が交付する

療育手帳又は療育手帳に該当するもの）の交付を受けている人

(5) かい ご しゃ しょく む すい こう ひと
介護者なしに職務の遂行ができる人

(6) じ り き つう きん ひと
自力により通勤できる人

(7) かつ じ いん さつ ぶん しゅ つ だい たい おう ひと
活字印刷文による出題に対応できる人

(8) ち ほう こう む いん ほう だい じょう けつ かく じょう こう かく ごう いつ がい とう ひと
地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人

4 職務内容

しゅうしゅうさぎやうとう
ごみの収集作業等

5 第1次試験

(1) 試験日

へいせい ねん がつ にち ど しゅく
平成19年11月3日（土・祝）

(2) 試験場所

つ かいけんこうきやうしつ だい かいぎしつ
津リージョンプラザ2階健康教室と第1会議室

(3) 試験科目

きやうやうしけん よ か けいさんもんだいとう こうじゅつしけん こじんめんせつ
教養試験（読み書き、計算問題等）と口述試験（個人面接）

6 第1次試験申込の受付期間と受付時間

にちやうび どやうび のぞ がつ にち げつ がつ にち きん ごぜん じ
日曜日と土曜日を除き、10月15日（月）から10月26日（金）までの午前8時

ふん ご ご じ ふん
30分から午後5時15分まで

7 提出書類

(1) 知的障害者を対象とした津市職員採用試験申込書と受験票-----1通

※ もうしこみしよ じゅけんひやう どういつ しゃしん は
申込書と受験票に同一の写真を貼ってください。

※ つ し もうしこみしよ しやう ていしゅつ
津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出すること
もできます（その場合、必ず1ページと2ページは両面印刷して提出してください）。

※ きにゆうれい さんこう ただ さくせい
記入例を参考に正しく作成してください。

(2) 返信用封筒-----1通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

※ へんしんやうふうとう ちやうけい ごう な が はば ていど
返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）

※ へんしんやうふうとう だい じしけん ごうひ つうち ゆうそう ばあい じゅけんひやう
この返信用封筒により第1次試験の合否の通知（郵送による場合は、受験票
と第1次試験の合否の通知）を送付しますので、80円切手を貼って、あて先
に受験者の郵便番号、住所と氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 療育手帳（各都道府県知事（政令指定都市にあってはその市長）が交付する

りやういくてちやうまた りやういくてちやう がいとう うつ しめい せいねん がっぴ しょうがい ていど
療育手帳又は療育手帳に該当するもの）の写し（氏名、生年月日、障害の程度が
確認できるページ）-----1通

8 提出方法

(1) 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、10月15日（月）から10月26日（金）までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課（津市役所4階）

(2) 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、10月26日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書管理担当（津市役所7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課あて

(3) その他

ア 上記にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で10月31日（水）までに受験票が届かないときは、津市市長公室人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

キ 11月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

9 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験日

平成19年11月下旬

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験科目

ア 実地試験

実際の勤務条件下で、ごみの収集作業等を行います。

イ 口述試験（個人面接）

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

10 最終合格者発表

12月中旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、可否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには応じることはできません。

11 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成20年4月1日に採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

12 採用後の給与

(1) 初任給（18歳の場合）

142,800円

(注) 新卒者等に係る平成19年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に

きゅうりょう かいていとう ばあい かいていがくとう
給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

つ ししよくいん きゅうよ かん じょうれいとう さだ きゅうりょう きまつてあて きんべん
津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉
てあて ふようてあて じゅうきよてあて つうきんてあてとう しきゅう
手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

13 その他

しけん しょうさい つ ししちようこうしつじんじか つ しやくしょ かい とあ
この試験の詳細については、津市市長公室人事課(津市役所4階)までお問い合わせ
してください。

でんわばんごう
電話番号 059-229-3106

◎ 日本国籍を有しない人が知的障害者を対象とした津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第 1 4 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 1 0 月 1 0 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 1 0 月 1 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町 河内	雑種	白	オス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 150 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 12 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 10 月 5 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市安濃町草生字鳥取 1097 ほか 17 筆 （2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市藤方字東高砂 1758－13

宗教法人 天應教本部

代表役員 獅子野 恵嗣

津市公告第 1 5 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 9 年 1 0 月 9 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町上野字楠ノ木 3 9 9 6 ほか 1 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市河芸町上野 6 1 - 2
杉野 初枝

津市選挙管理委員会告示第 1 1 1 号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区（平成 1 8 年津市選挙管理委員会告示第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

表を次のように改める。

投票区	区域
第 1 投票区	第 2 投票区から第 5 投票区までの区域を除いた区域
第 2 投票区	雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、雲出島貫町、雲出鋼管町
第 3 投票区	白塚町、栗真小川町、栗真中山町、栗真町屋町
第 4 投票区	河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町上野、河芸町東千里、河芸町西千里、河芸町久知野、河芸町中瀬、河芸町北黒田、河芸町南黒田、河芸町高佐、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町三行、河芸町千里ヶ丘、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目
第 5 投票区	香良洲町

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市選挙管理委員会告示第 1 1 2 号

漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条第 1 項において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 1 項の規定により平成 1 9 年 9 月 1 日現在にて調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 9 4 条第 1 項において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 3 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成 1 9 年 1 0 月 2 0 日から 1 1 月 3 日まで
(毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)

津市選挙管理委員会告示第 1 1 3 号

検察審査会法（昭和 2 3 年法律第 1 4 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、
検察審査員候補者を選定するためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め
たので、同法第 1 0 条第 3 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 2 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局

2 くじの日時 平成 1 9 年 1 1 月 8 日 午前 9 時 3 0 分

津市水道局告示第 17 号

津市水道局指定給水装置工事事業者が給水装置工事の事業を廃止したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平 19 年 10 月 12 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
千代田工業株式会社	伊賀市緑ヶ丘中町 1 2 8 9 番地	平成 19 年 9 月 1 日